

# 1 ハローワークにおける新規学校卒業者の職業相談・職業紹介サービスのご利用に当たって

2022年10月1日

本書面は、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に求人申込み（ハローワークインターネットサービスの求人者マイページからの求人申込みを含む。）をする求人者の方に、ハローワークにおける新規学校卒業者（中学校、高等学校及び大学等の卒業者で、卒業後少なくとも3年以内の者も含む。以下「新規学校卒業者等」という。）に係る職業相談・職業紹介サービスのご利用に当たっての留意事項等を説明するものです。

なお、以下に記載する事項のほか、ハローワークインターネットサービスなどの個別のサービスについて、別途利用規約等への同意が必要である場合もありますので、各サービスの利用に際しては、個別に確認をお願いします。

## 事業所登録・求人申込み

- ・ハローワークで職業紹介を受けるためには、ハローワークに求人を申し込む事業所を登録の上、求人をお申込みください。これは、中学校、高等学校、中等教育学校の新規卒業者に、学校が職業紹介を行う場合も同様です。
- ・事業所登録申込み及び求人申込みは、原則として事業所の所在地を管轄するハローワークで行ってください。登録いただいた事業所情報は、求人票に反映され、申し込まれた求人内容とともに公開されます（ただし、学卒求人のうち、新規高等学校卒業者向けの求人（以下「高卒求人」という）について、求人先の学校を指定するなどの理由により、公開しないことを希望した場合は除きます。）。なお、高卒求人については、公開を希望しない場合を除き、高卒就職情報WEB提供サービス（以下「高卒WEB」という。）により、職業紹介を行う高等学校にも提供しています。
- ・事業所登録申込み及び求人申込みの内容は、ハローワークによる確認を経た上で本登録となります。ハローワークでは、職業安定法第5条の6により、原則としてすべての求人を受理しますが、同条の規定により法令違反がある場合などには受理できないことがあります。その場合、受理できない理由等を説明いたします。
- ・ハローワークへの学卒求人の申し込みは、定められた開始期日から可能です。なお、高卒求人で学校が職業紹介を行う場合であっても、ハローワークにおいて事前に確認印を受ける必要があります。
- ・求人先の学校を指定する場合、ハローワークにおいて確認印を受けた求人票又はその写を学校に提出してください。なお、その求人を高卒WEBで閲覧可能としている場合は、学校の了解を得た上で、提出を省略できます。
- ・内職や請負業務の受託者を募集する場合など、求人に該当しないものは受理できません。
- ・事業所登録申込み及び求人申込みをいただいた場合、ハローワークは内容確認の過程で、事業所への訪問、内容確認のための連絡、追加資料の提出、事業主の来所等を依頼することがありますので、ご対応ください。これらにご対応いただけず、必要な確認がとれない場合、事業所登録手続き、求人登録手続きが完了できず、事業所登録又は求人登録ができないことがあります。

(R4.10)

- ・職業安定法第5条の3第2項により、求人者はハローワークに対して職業安定法により明示することとされている労働条件等を明示しなければならず、また、同法第5条の4により労働者の募集を行う者は、求人に関する情報について虚偽又は誤解を生じさせる表示をせず、情報が最新かつ正確な内容となるようにしなければならないとされています。事業所情報及び求人の内容につきましても、最新かつ正確な内容となるようにご注意ください。
- ・ハローワークの事業所登録申込み及び求人申込みの必要項目を記載いただくことにより、職業安定法に定める明示すべき労働条件の明示を行うことができます。
- ・求人申込みについては、以下の事項にご留意ください。
  - (1) 求人情報は、事業所所在地のハローワークに申し込むことで全国のハローワークに共有されますので、同じ求人を複数登録しないようにしてください。
  - (2) 正当な理由なく求人を取り消して、数日内に再度同一求人を申し込むといった行為を繰り返すことは行わないでください。また、こうした行為が繰り返された場合、事情の確認をさせていただきます。
  - (3) 求人申込みの内容については、各種労働関係法令を遵守する必要があります。法令違反がある場合や、記載内容が不明瞭で確認又は修正が必要な場合は、ハローワークより確認等させていただきます。内容の修正につきましては、必ず、事業所において、その内容変更に責任を有する者の了承の下で行ってください。
  - (4) 求人申込みをした求人条件と実際の労働条件が異なる場合、ハローワークにより調査等を行う場合があるほか、職業安定法第48条の2に基づく行政指導及び第48条の3第2項に基づく勧告・公表の対象となる場合があります。
  - (5) 求人の内容は虚偽又は誤解を生じさせる表示とならないようにする必要があります。例えば、「仕事の内容」欄は具体的に記載し、職種名は、社内での呼称などは使用せず、一般的に理解される名称を用いてください。なお、新規学校卒業者等は、産業や職業に関する知識・経験に乏しい者が多いことから、求人内容等の記載はわかりやすい記載とするとともに、青少年の雇用の促進等に関する法律第13条に規定する青少年雇用情報についても、可能な限り記載するようにしてください。
  - (6) その他の記載上の注意事項や記載方法はハローワークインターネットサービス上の、又はハローワークが配付しているリーフレット等に記載している注意事項等を参照してください。また、記載内容や公開範囲については事前によく確認してください。なお、高卒求人については、高卒WEBで公開されます。

## 求人の変更・取消し等

- ・求人内容に変更があった際は、最新の情報を更新してください。なお、募集中の求人の応募・採用条件を狭めるような変更については、既に紹介されている新規学校卒業者等にとって不利益変更となる場合があり、かつ、新規学校等卒業者等は、特に配慮が必要であるため、変更の必要性等について、ハローワークより確認させていただく場合があります。また、高卒求人については、高等学校等において、一度受理した求人票を前提として生徒への就職指導等を始めるため、紹介前であったとしても、求人の労働条件をできるだけ変更しないようお願いします。なお、求人先学校が指定されている高卒求人の変更については、変更後の求人票を再度送付するなどにより、学校にも連絡をしてください。
- ・既に紹介済みの新規学校卒業者等については従前の応募・採用条件による対応をご検討ください。
- ・上記について検討してもなお、求人条件を変更して適用する場合は、職業安定法第5条の3第3項により、求人者は応募者に対して変更内容を明示しなければならないこととなっておりますので、新規学校卒業者等に対して書面等で明示するとともに、丁寧に説明してください。また、求人条件と異なる条件を提示した場合、新規学校卒業者等から条件相違に関する苦情が寄せられる場合があります。苦情が寄せられた場合、ハローワークより事情の確認、求人票の修正、事情等の新規学校卒業者等への説明などをさせていただくことがあります。

- ・学卒求人の募集の取消しや、募集人員を削減しようとする場合は、所定の様式により、ハローワークに事前に通知する必要があります。なお、高等学校等に求人票等を送付している場合には、速やかに当該高等学校等にもその旨を連絡してください。
- ・ハローワークの紹介に限らず、求人が充足した場合や、募集を取りやめる場合は、必ず、速やかにハローワークに求人の取消しの連絡をしてください。

## **職業紹介**

- ・ハローワークの職業紹介では、新規学校卒業者等に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する新規学校卒業者等を紹介します。このため、求人条件に適合しない場合には、原則として職業紹介いたしませんが、新規学校卒業者等の熱意や経験・特性等から採用を検討していただきたい人材である場合、経験、資格等の求人条件の緩和についてご相談させていただく場合があります。いずれのハローワークからの紹介であっても、ハローワークの紹介状が交付されます。なお、新規学校卒業者等は、産業や職業に関する知識・経験に乏しい方が多いことから、特に配慮をお願いいたします。
- ・職業紹介は、紹介を希望する新規学校卒業者等が利用するハローワークが行いますので、求人事業所を管轄するハローワーク以外から連絡がある場合があります。
- ・なお、高卒求人の場合は、主にハローワークの行う業務を一部分担する学校（職業安定法第27条）や、自ら職業紹介事業を行う学校（職業安定法第33条の2）において、生徒の就職指導等と併せて職業紹介が行われています。
- ・新規学校卒業者等が職業紹介を希望された場合、ハローワークから、現在の採用活動の状況等をお伺いした上で、紹介の可否を確認します。紹介を行うことに同意いただいた場合、職業紹介を行います。なお、平日夜間や土曜日、求人事業所が休日であるなど、職業紹介前に連絡がつかない場合には、先に紹介を行うなどの対応をすることがあります。対応方法についてご希望がある場合は、あらかじめ求人事業所を管轄するハローワークにお伝えください。
- ・ハローワークは、労働争議に対する中立の立場を維持するため、職業安定法に規定する争議が発生した場合、職業紹介を行いません。労働争議が発生したとき、又は解決したときは速やかにその旨をハローワークに連絡してください。

## **ハローワークの職業相談・職業紹介に係るその他のサービス**

ハローワークは、職業紹介をより効果的に実施できるよう、ハローワークに登録した求職者・求人者に向けて多様な支援サービスを用意しています。

一部のサービスは、別途の利用申込みや利用規約への同意等が必要な場合があります。また、各種の支援サービスは、地域における労働条件・職種別求人倍率その他の地域の実情等を鑑み、求人の充足のために必要と認められるものの中から、効果を勘案して提供させていただきます。

## **採用選考に当たっての注意事項**

- ・新規中学校・高等学校卒業予定者の就職に係る推薦、選考については、毎年、全国統一的な選考開始期日等を行政機関、学校及び経済団体で申し合わせていますので、この期日を遵守してください。また、高等学校卒業者の応募・推薦方法については、各都道府県の高等学校就職問題検討会議において、毎年、申し合わせていますので、これを遵守してください。
- ・新規大学等卒業予定者の就職・採用活動の日程については、毎年、政府として事業主等に対して要請しているので、これを遵守してください。
- ・新規中学校卒業予定者に応募書類の提出を求めるときは、中卒用職業相談票〔乙〕を、新規高等学校卒業予定者に応募書類の提出を求めるときは、全国高等学校統一用紙（近畿地方においては、「近畿高等学校統一用紙」）を用いてください。
- ・公正な採用選考を行うには、職務遂行上必要な適性・能力に基づいて採用選考を行うことが必要です。家族状況や生活環境といった、応募者の適性・能力とは関係ない事柄を把握すること自体

が就職差別につながるおそれがありますので、このような事柄を面接等で質問しないようにしてください。

- ・労働者の募集を行う者は、職業安定法第5条の5及び「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関する適切に対処するための指針」に基づき、新規学校卒業者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません。
- ・採否結果が出た後、新規学校卒業者から提出された応募書類の取扱いについては、採用者についてその後の活用が必要である等の場合を除き、求人票に定めた方法で適切に返却または廃棄・削除してください。求人者が選考時の連絡手段として入手した応募者のメールアドレスも応募者の個人情報であり、採用選考が終了した後においては不要情報の破棄・削除の観点からそのデータを削除してください。
- ・採否結果は、採否等を決定後、速やかに応募者、ハローワーク及び高等学校等の学校からの応募の場合は高等学校等に対してご連絡ください。また、応募者に対する採否結果通知は求人票に定めた期日までに行う必要があり、応募者多数等のため結果が遅れる場合には、同期日までに応募者に対してその旨と理由を連絡してください。不採用の場合も応募者に対する通知は必要です。
- ・労働基準法の規定により、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を、書面等の交付により明示しなければなりません。
- ・新規学校卒業者等に対し、採用選考活動等において、他社への就職活動を取りやめるよう強要したり、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為、性的な冗談やからかい、身体に接触する等のセクシャルハラスメントが起こらないようにしてください。

### **採用内定取消し及び入職時期繰下げ**

- ・新規学校卒業者等の採用内定取消しは、対象となった学生・生徒及びその家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体にも大きな不安を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題です。加えて、事業主の一方的な都合による入職時期繰下げは、学生・生徒の当該企業に対する信頼を損ない、卒業後の職業生活に影響を与えかねません。また、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることもあります。
- ・採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力などを行うようお願いします。やむを得ない事情により、採用内定取消し、募集人員の減少又は募集の取りやめを行う場合は、職業安定法施行規則第35条第2項に基づき、ハローワーク及び学校に事前に連絡する必要があります。
- ・また、内定取消しとなった学生・生徒に対しては、新たな就職先の確保について最大限の努力を行うようお願いします。
- ・なお、新規学校卒業者等の採用内定取消し等を行った場合には、職業安定法施行規則第17条の4に基づき、事業所名等が公表される可能性があります。

### **個人情報等の取扱い**

別添プライバシーポリシーのとおりです。

### **新規学校卒業者等からの苦情等への対応**

- ・ハローワークなどに、新規学校卒業者等より、求人者から応募した求人と異なる条件を提示された又は募集・採用時における差別的な取扱いを受けた等の相談があった場合は、ハローワークから経緯等について調査いたします。
- ・労働条件の明示、個人情報の収集の内容や方法、差別禁止などの労働関係法令等の規定に抵触する可能性があり調査等を行う期間などには、一時的に紹介を行わない場合があります。なお、労

労働基準監督署、雇用環境・均等部（室）による調査を行う場合があり、法違反が認められた場合などには勧告・公表等の対象となることがあります。

### その他の留意事項

- ・ハローワークでは、求人者の希望に応じて求人情報を公開しています。そのため、ハローワークを介さず、新規学校卒業者等から直接応募がある可能性があります。直接応募に応じて採用した場合、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金等については、支給対象となりません。また、例えば、新規大学等卒業者から直接応募があった場合でも、政府が要請した採用選考活動開始日等を遵守してください。
- ・ハローワークインターネットサービス上の情報（求人情報における画像情報・地図情報、ハローワーク求職者に限定して公開される情報を除く。）は、一定の要件の下で転載を可能としており（ハローワークインターネットサービスのサイトポリシー参照）、ハローワークインターネットサービス以外の求人情報サイト等において二次利用される可能性があります。これにより、より多くの求職者に情報が提供され得るものですが、転載先のサイトの情報が更新されていない場合、募集条件が現状と異なる、又は既に無効となった求人が引き続き掲載され続けるといった問題が生じることがあります。求人事業者は、職業安定法の規定により、当事者としてこれらの求人情報を掲載している事業者に対して、掲載の中止等を求めるすることができます。
- ・新規中学校・高等学校卒業者については、求人者又はその委託を受けた者が、家庭訪問による求人活動、保護者その他の関係者に対する金品又は利便の供与、求人要項における求人票記載事項と矛盾する記載や誇大な表現又は学校の事前の了解のない学校訪問を行わないでください。
- ・求職者ではない企業等から営業活動の対象とされる可能性があります。特に、無料で求人を公開するとした事業者からの営業に応じたために、後日、多額の広告料金を請求されるといった悪質な事例も報告されていますので、十分ご注意ください。

### お問い合わせ等について

- ✓ ハローワークインターネットサービスや求人者マイページの操作方法等に係るお問い合わせ。  
電話番号：0570-077450  
受付日時：月曜～金曜9:30～18:00  
※ ナビダイヤルのため、通話料がかかります。また、ご利用の電話回線によっては接続できない場合があります。
  - ✓ その他、お問い合わせ等については各ハローワークにてお受けしております。

## プライバシーポリシー

### 1. 基本的な考え方

公共職業安定所並びにハローワークインターネットサービス、ハローワークインターネットサービスにおいて提供する求人者マイページ、求職者マイページ及び求人・求職情報提供サービス（以下「ハローワーク」と総称します。）では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づき、政府の行う無料の職業紹介事業として提供するサービスの円滑な運営その他厚生労働省職業安定局及び人材開発統括官（以下「職業安定局等」といいます。）、都道府県労働局及びハローワークが行う業務の遂行に当たり必要な範囲で、利用される皆様の情報を収集し、保管し、及び使用します。

### 2. 収集する情報の範囲

ハローワークにおいて記入又は入力していただく求職申込み、求人申込みに係る情報、ハローワークでの相談内容、その他政府の行う無料の職業紹介事業の遂行に当たり必要な情報を収集します。

### 3. 使用目的及び使用する範囲

（1）ハローワークでは、政府の行う無料職業紹介事業として提供するサービスの円滑な運営その他職業安定局等、都道府県労働局及びハローワークが行う業務の遂行に当たり、以下のとおり、求職者、事業主及び求人・求職情報提供サービスを利用する者に係る個人情報を使用します。

- ・無料職業紹介事業を行うに当たり、職業指導、職業紹介（職業相談、求職者の個人情報の求人者への提供、セミナー等イベントの開催案内の送付、求人者の採用担当者名の求職者への提供等）を実施するため
- ・無料職業紹介事業を行うに当たり、登録された求職者の適格紹介等を実現するために必要と認められる場合に、職業訓練施設、地方公共団体その他関係機関に対して求職者又は求人者に関する必要な情報を提供するため

（2）また、ハローワークでは、特に必要性が認められる以下の場合にも、収集した個人情報を使用する場合があります。

- ・事業主に対する雇用管理指導を行う必要がある場合に、対象事業所へ問い合わせ等を行うため
- ・職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び募集情報等提供事業者に対する指導監督等を行う必要がある場合に、対象事業所へ問い合わせ等を行うため
- ・ハローワークの行う業務に対する求職者等からの問い合わせや、サービスの改善

- に向けた対応を行う必要がある場合に、必要な範囲で使用するため
- ・雇用保険に関する事務の遂行に当たり、必要な範囲で使用するため
  - ・雇用関係助成金に関する事務の遂行に当たり、必要な範囲で使用するため
  - ・職業安定局等、都道府県労働局及びハローワークにおける業務分析、業務改善、政策立案等を行うため
  - ・その他、上記事項に附帯する業務又は法令上の事務を円滑に行うに当たり、必要な範囲で使用するため

#### 4. 使用及び提供の制限

法令に基づく開示要請があった場合、不正アクセス等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を「3. 使用目的及び使用する範囲」以外の目的のために自ら使用し、又は第三者に提供いたしません。

ただし、職業安定法第5条の5の規定により、本人の同意がある場合や、法令に基づく提供などの正当な事由がある場合は、上記以外の目的で使用し、又は第三者に提供する場合があります。

#### 5. 安全確保の措置

厚生労働省では、収集した情報の第三者への漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

なお、一部の事務等を外部に委託することがありますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のための必要な措置を講じます。

#### 6. 自己に関する情報の開示

ハローワークにおいて収集した情報については、「個人情報の保護に関する法律」により自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

#### 7. 適用範囲

本プライバシーポリシーは、ハローワークを利用する方に対してのみ適用されます。関係府省等における情報の取扱いについては、それぞれの組織の責任において行われることになります。

#### 8. その他

本プライバシーポリシーは、必要に応じて改定することができます。改定後の本プライバシーポリシーの効力は、別に定める場合を除き、厚生労働省のホームページ掲載時から生ずるものとします。

最終改定：2022年10月1日

(R 4.10)